

# 1. 令和7年度の重点事項について

## (1) 認知症施策について



加賀市市民健康部介護福祉課

令和7年3月6日

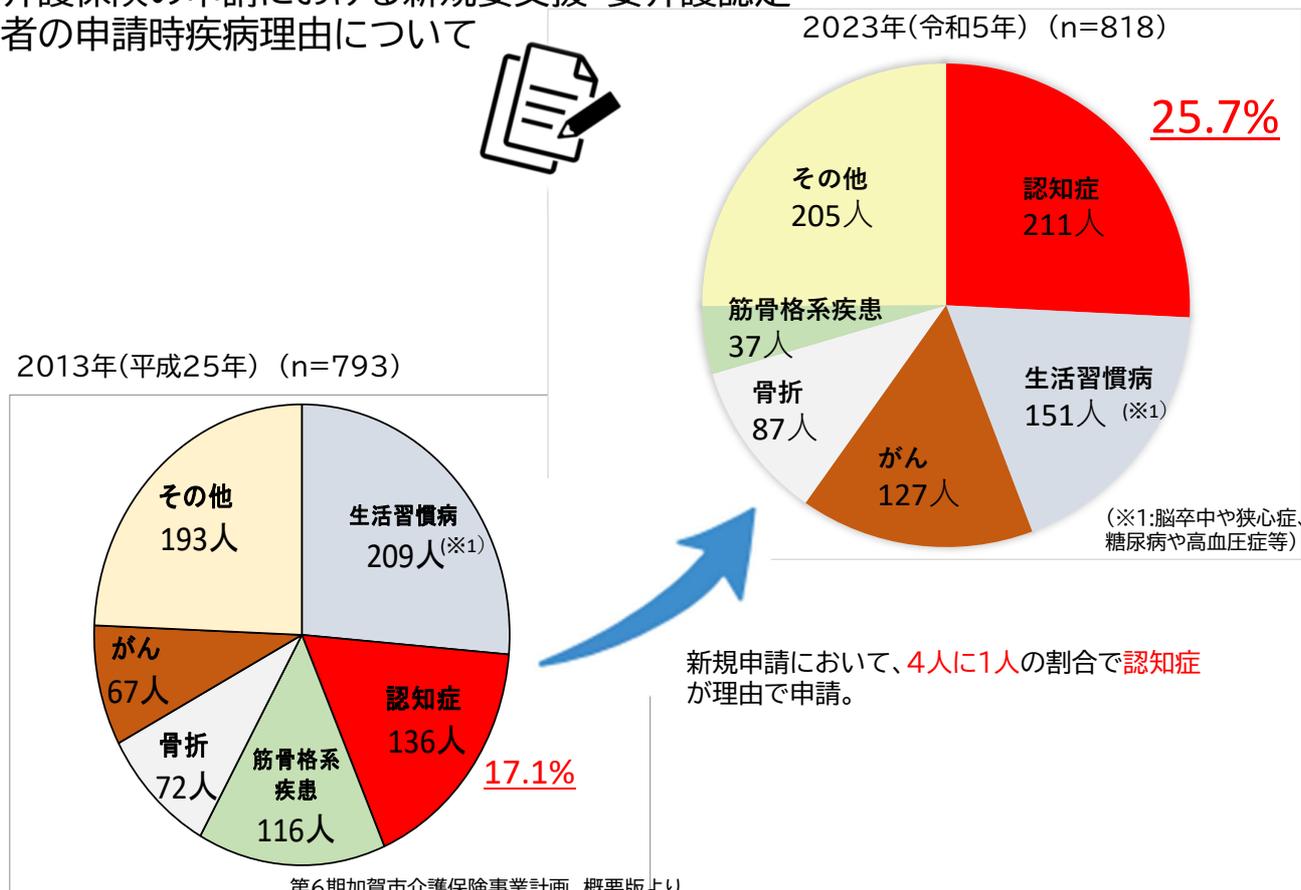


## 第9期計画の重点的な課題

- 重症化予防の推進
- 住民の社会参加促進による支え合い、助け合いの地域づくり
- 認知症の人とその家族を支える仕組みづくりの推進
- 状態が変化しても対応できる柔軟な支援体制の構築
- 民間サービスや他部署との連携による多様な支援の展開
- 本人本位の視点を重視した人材の確保や育成
- デジタル化促進による生産性向上
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組みの推進
- 医療と介護の更なる連携推進や医療依存度の高い方への支援体制強化

令和5年度加賀市健康福祉審議会高齢者分科会 第4回会議資料から

### 介護保険の申請における新規要支援・要介護認定者の申請時疾病理由について



# 第9期計画における取り組みについて

①認知症に関しての相談件数の増加及び介護保険申請時の理由に認知症が増加している。

▶認知症の予防(「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにすること)の推進



●もの忘れ健診、地域おたっしやサークル、脳活性化プログラムの普及、認知症ケアパスの普及

②在宅介護実態調査において、介護者が不安を感じる介護として、要介護1、2の場合「認知症状への対応」の割合が高い。

▶介護者の認知症の対応力の向上 ●チームオレンジの設置

▶地域住民等の認知症の正しい理解の促進 ●認知症サポーター養成講座の開催、個別地域ケア会議の開催(※1)

(※1 個別地域ケア会議とは、地域で困っている高齢者等に対して地域関係者や支援者が集まり、支援方法を検討し、役割分担等を行う会議。)

③施設入居の場合、住まい変更の理由として、「医療処置の必要性」と「認知症状の悪化」が主な理由となっている。

▶介護職の医療に関する知識及び認知症のケアの向上

●認知症初期集中支援チーム(※2)(専門職チーム)の施設への拡大

(※2 認知症初期集中支援チームとは、認知症専門医や精神保健福祉士等の専門職が、医療の見立てや適切な医療サービスや介護サービスを紹介したり、困りごとを伺い、支援者と一緒に解決策を考える場)

●認知症の人のためのケアマネジメント センター方式(アセスメントツール)の活用

●医療知識に関する研修会の開催

④当事者同士または家族同士が集い、話しあう場を望んでいる

▶居場所の設置

●認知症カフェ(Cog-café)の開催

令和5年度加賀市健康福祉審議会高齢者分科会 第3回会議資料から



## 令和6年度の主な認知症支援事業と令和7年度の取り組み

事業名	取り組み内容	令和6年度取り組み状況	令和7年度の方向性(案)
✓ 認知症ケアパス (わたしの暮らし手帳) 	<b>◆認知症ケアパスによる意識決定支援の拡充</b> 元気はつらつ塾(協力員含む)や、かがやき予防塾修了生等の様々な場面を通じて、わたしの暮らし手帳の理解度を高めていく。	◆地域おたっしやサークル向けに普及啓発講座(11回 延べ275人) ◆一人ぐらし高齢者の集いで説明(山代地区の民生児童委員が独自で朗読劇を実施) ◆KAGA健幸フェスタ2024にて、啓発普及 1回 延べ30人	①70歳以上の高齢者(要支援・要介護認定者を除く)に対して送付している介護予防基本チェックリストと併せて個別に郵送予定。 ②認知症ケアパス(わたしの暮らし手帳)活用講座を実施予定。
✓ 認知症初期集中支援チーム	<b>◆支援対象者の拡充</b> 介護従事者が対応に苦慮している認知症高齢者について、認知症初期集中支援チーム員(医師・精神保健福祉士等)が助言を行い、職員の対応力の向上を図る。	5回4ケース実施 (被害妄想等の問題行動が強く生じているケース、認知症状の悪化なのか発達障害なのか分からず、従事者が対応に苦慮しているケース等)	①グループホーム等の介護保険事業所の利用者も含め、対応に苦慮している認知症高齢者に対して、「認知症初期集中支援チーム派遣事業」を実施予定。
✓ 認知症カフェ Cog-café (コグ・カフェ) 	<b>◆認知症当事者の不安解消やつながりの場づくり</b> 認知症当事者が本音を話し合うことが出来るようになり、今後の生活の希望や新たな活動につなげる。	4回実施(R6.3から開始) 認知症当事者：3名 延べ7名 家族等：16名 延べ24名 ◆ある当事者の声◆ ・駅でのトイレに問題はあっても、新幹線に乗りたい！ ・運転できなくなって楽しみがない。どこか出かけたい！	①認知症当事者と共に企画・運営を行い、認知症当事者のやりたいを引き出し、できるを増やせる場にしていく。

✓ (新) (仮称)認知症についての市民シンポジウム～認知症になっても好きなことを続けよう～の開催

令和6年1月1日施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の考え方にある「新しい認知症観」等が一般市民向けに理解促進が広がるよう、市民シンポジウムを開催予定。

## 参考

# 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

### 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的な権利を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く）。

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。（努力義務））

厚生労働省HPより

## 参考

### 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

#### 前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- ・ 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - ・ 認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

#### III 基本的施策

- ・ 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

#### IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

#### V 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。